

第9期第1回北海道水産業・漁村振興審議会 議事録

日時：令和元年10月17日(木) 14:00～16:10

場所：第二水産ビル 3階 3G会議室

【出席者】

委員 伊藤委員、大迫委員、金子委員、川崎委員、木村委員、小西委員、竹田委員、中井委員、成田委員、糠塚委員、猫宮委員、藤原委員、堀委員、盛田委員、渡邊委員 (50音順)

(委員出席者 15名)

道庁 水産林務部長、次長、水産局長、技監、水産基盤整備担当局長、総務課長、企画調整担当課長、水産経営課長、水産支援担当課長、水産食品担当課長、水産振興課長、漁場事業担当課長、漁港漁村課長、漁業管理課長、サケマス内水面担当課長、指導取締担当課長、国際漁業担当課長ほか

(道庁出席者 22名)

発言者	内 容
野村企画調整担当課長	ただ今から、第9期第1回北海道水産業・漁村振興審議会を開催いたします。 私、司会進行を担当いたします、水産林務部総務課企画調整担当課長の野村でございます。よろしく願い申し上げます。開会にあたり、主催者側を代表して、水産林務部長の中田より一言ご挨拶申し上げます。
中田水産林務部長	水産林務部長の中田でございます。第9期第1回北海道水産業・漁村振興審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 本審議会は、知事の附属機関として位置付けられ、知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を審議していただく、本道水産行政の推進に欠くことのできない重要な機関であり、皆様には、当審議会の委員に就任していただき、深く感謝申し上げます。第9期のメンバーは8期から引き続き就任いただいた6名と新たに就任いただいた9名の計15名により構成され、水産関係のほか、行政機関、試験研究、消費流通、報道などの方々が委員となっております。任期の2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。 本年の本道の水揚げ状況ですけれども、春の噴火湾の養殖ホタテは昨年の斃死の影響により水揚げが大幅に減産となったほか、近年の水揚げを支えていたサンマ・イカも大不漁となっております。特にサンマ漁業は北海道の沖合や地先交渉に基づくロシア水域に漁場が形成されず、遠く公海で漁業を行わざるを得ない状況にあり、9月には大樹漁協所属の漁船が転覆し、1名が死亡、残りの7名がいまだ行方不明となる痛ましい事故が発生したところであります。 本道水産業を取り巻く環境は海水温の高温化など海洋環境の変化による漁業生産の減少に加え、漁業就業者の減少、高齢化、漁船の老朽化などの生産構造の脆弱化など、

厳しい状況にありますが、一方では、道産水産物の海外需要の高まりによる輸出の拡大や国の水産改革に伴う水産業の成長産業化の動きなど大きな変革期を迎えており、道といたしましては、これらにきちんと対応していく考えです。

本日の審議会では道の水産施策や北海道水産業・漁村振興条例の点検などについてご審議をいただくこととなっており、忌憚のない活発な意見交換が行われることを期待いたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

野村企画調整担当
課長

今回が第9期の初めての審議会となりますので、会議に先立ちまして、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

伊藤委員でございます。

大迫委員です。

金子委員です。

川崎委員です。

木村委員です。

小西委員です。

竹田委員です。

中井委員です。

成田委員です。

糠塚委員です。

猫宮委員です。

藤原委員です。

堀委員です。

盛田委員です。

渡邊委員です。

続きまして、道側の出席者のご紹介をさせていただきます。

水産林務部長の中田です。

水産林務部次長の浦島です。

水産林務部水産局長の遠藤です。

水産林務部技監の金崎です。

水産基盤整備担当局長の生田です。

各課の課長などにつきましてはお配りをいたしております出席者名簿及び配席図にてご確認をお願い致します。

次に資料の確認をさせていただきます。お配りした資料でございますが、「次第」、「配席図」、「委員名簿」、次に議題の資料と致しまして、「第9期北海道水産業・漁村振興審議会の運営について」の資料として「資料1」でございます。そして、「平成30年度北海道水産業・漁村の動向等に関する現状報告について」の資料として「資料2」でございます。次に、「施策の展開方向」の資料として「資料3」でございます。続きまして、「北海道水産業・漁村振興条例の点検について」の資料として「資料4」でございます。最後に「水産政策の改革について」の資料として「資料5」を用意しております。

なお、次第にごぞいます報告事項（１）の「北海道水産業・漁村振興条例の点検について」でごぞいますけども、事前にお送りした案内文では議題としておりましたが、今回は議論をする内容ではありませんので、報告事項にさせていただきますのでご了承ください。

資料が抜け落ちている方、いらっしゃいましたら事務局まで申し入れください。

野村企画調整担当
課長

それでは本日が最初の審議会でごぞいますので、会長・副会長の選出までは中田部長を仮議長として進めさせていただきます。

中田水産林務部長

それでは仮議長を務めさせていただきます。まず、本日の出席状況ですが、委員１５名全員が出席されておりますので、北海道水産業・漁村振興条例第２７条２の規定により、本審議会は成立しております。

早速議事に入らせていただきます。

議題（１）の「会長及び副会長の選出について」です。水産業・漁村振興条例第２６条により会長及び副会長は委員が互選すると規定されております。選出の方法はいかがいたしましょうか。

猫宮委員

推薦が良いと思います。

中田水産林務部長

猫宮委員より「推薦で」という発言がありましたが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

中田水産林務部長

「異議なし」ということでしたので、委員の皆さまからご推薦いただけますか。

藤原委員

前期に引き続き、会長には川崎委員、副会長には木村委員を推薦します。

中田水産林務部長

ただ今、藤原委員から、「会長には川崎委員、副会長には木村委員」との推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

中田水産林務部長

皆様の同意を頂きましたので、会長は川崎委員、副会長は木村委員にお願いします。お二人には、中央の会長席、副会長席に移動をお願いします。

以上をもちまして、仮議長としての役目を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

野村企画調整担当
課長

それでは、川崎会長、木村副会長から就任の挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

川崎会長

只今皆さんからご推薦いただきました北海道漁連の川崎です。前回に引き続き会長職を拝命いたしました。この審議会は、北海道の水産・漁村にとって重要な審議を行う場であることを私も痛感しておりますし、また皆さんと良い議論がしたいと思います。

先ほど水産林務部長の挨拶にあったように、今年はサンマが全くいません。去年も多くはなかったですが、一時は 20 万トン程度水揚げがあったものが、近年は 5~6 万トンに減ってしまい、更に今年の水揚げは昨年に対して 15%程度に留まっています。これは近年まれにみる不漁というよりも、大きな災害のような受け止め方を漁業者はしております。加えてイカ、これもまた大変な問題でありますし、また、現在国が進めているマグロの漁獲規制が国際的な枠組みの中で決まっておりますけれども、これを履行していく漁業者としては大変な時代に突入したという感覚です。加えて、ホッケ、その他の魚種を TAC 魚種として増やそうとしています。これらが北海道の漁業にとって、将来どうようになっていくかは、皆さんと議論を重ねていかなければなりませんし、それは我々の住む北海道にとって、あるいは日本全体の水産業にとってどうであるか、しっかりと皆さんと話し合いをさせていただき、また北海道庁の皆さんと意見交換をさせていただきながら、良い方向へと我々も議論できればと思っております。任期 2 年間、よろしく願いいたします。

木村副会長

前回に引き続き副会長を務めさせていただきます、木村と申します。

先ほど中田部長、川崎会長からもございましたが、北海道の水産を取り巻く環境は厳しい状況にあることは皆さんご存知かと思っております。加えて漁業者の減少・高齢化という問題もあるということで、この審議会において色々と難しい問題を審議していかなければならないと思っております。

本日の報告事項にありますけれども、70 年ぶりの改正漁業法ということで、大きく国の方針が変わり、TAC の問題、あるいは私が取り組んできた漁船の問題、漁業法・漁船法等こういった法規の問題も絡めて大きく変わるのの一つの転機と思っております。今まで曖昧なところが非常に多かったものを正しい方向に持っていくためには、現場の方や行政としっかりと議論して進めていかなければならず、この審議会の議論が重要視されると思っております。川崎会長を 2 年間サポートしながら、活発な議論となるよう努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

野村企画調整担当
課長

それでは、これからの議事進行は川崎会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

川崎会長

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

議題（2）「第 9 期北海道水産業・漁村振興審議会の運営について」を、事務局から説明をお願いします。

高橋水産企画 G 主

「第 9 期北海道水産業・漁村振興審議会の運営について」資料 1 に基づき説明。

幹

川崎会長

ありがとうございます。事務局から説明がありましたけども、質問・意見などはありませんでしょうか。

無いようですので、審議会の公開と傍聴につきましては資料のとおりとさせていただきます。

今回の議事録署名委員ですが、「金子委員」と「成田委員」にお願いしたいと思います。お二人には、後日、事務局から議事録案が送付されますので、内容ご確認の上、署名をお願いします。

次に議題（3）「平成30年度北海道水産業・漁村の動向等に関する年次報告について」を、事務局から説明をお願いします。

高橋水産企画G主
幹

「平成30年度北海道水産業・漁村の動向等に関する年次報告について」資料2に基づき説明。

川崎会長

ありがとうございました。年次報告の説明が終わりましたので、皆様からご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

無いようですので、次に議題（4）「令和元年度北海道水産施策の展開方向について」を、事務局から説明をお願いします。

高橋水産企画G主
幹

「令和元年度北海道水産施策の展開方向について」資料3に基づき説明。

川崎会長

それでは説明が終わりましたので、皆様からご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

大迫委員

11ページのさけます増殖安定化特別対策事業費について、予算額をみると平成30年度は令和元年度と比較して約120万円増額されていますけども、これは対策協議会の拡充事業に充てたということでしょうか。

遠藤水産局長

そのとおりです。これまで検討会を3回開いておりまして、来年に向けてすぐ取り組めるもの、また来年以降に取り組んでいかなければならないものについて検討しており、来年に向けて取り組めるものに関しましては、予算化も含めて検討しているところです。

堀委員	10 ページのホタテガイ生産安定対策事業費について、噴火湾のホタテガイの生産安定対策として内容が記載されていますが、今年は落ち着いたものの、日本海の北部でも2、3年貝の斃死があるので、この事業は噴火湾のみではなく全道的な対策として考えることは難しいでしょうか。
生田水産基盤整備担当局長	この事業内容については噴火湾のみとなっております。日本海北部の留萌管内や石狩管内においては、指導所・試験場含めて、別の調査を進めているところでございます。潮流によるカゴの傾きや水温変化等、継続して定点観測して、どういった影響があるのかなどの試験は別の事業により、日本海側の方でも調査を進めているところでございます。
成田委員	12 ページの農林漁業の担い手確保モデル事業について、普通高校に対しての出前講座は実施されているようですが、普通高校以外の専門学校や、専門学校の中でも調理学科があるような学校などに対してのPRは行われていますか。
杉西水産経営課長	この事業は、全道で6校の高校で実施しており、今年度については専門学校等では実施していません。
成田委員	担い手事業は新しく漁業に携わる人を増やしていく事業なので、おそらく普通高校の生徒さんに対しての事業だと思いますが、例えば専門学校生や、特に調理を専門に学んでいる生徒さんだと食材に対しての意識も高い方も多いと思うので、そういう調理を学ぶ学生さんに対しても生産の現場を知ってもらうことで、将来飲食店に入ったり、これからお店を運営されたりする中で、役に立つことが結構あると思うので、担い手として漁業に直接携わる方ではありませんが、そういった若い方へ生産現場をPRすることが良いのではないかと思います。
杉西水産経営課長	ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
竹田委員	同じところで関連して、30年度は水産高校で開催したということが書いてありますが、実際水産高校で開催した場合の参加人数の実績を教えてください。また、今回道内で6校を選んだ選考基準について教えてください。
杉西水産経営課長	水産高校の実績については、詳細な数字は手元にありませんが、全道の3校で実施しております。普通高校の選考基準については、農林水合同の事業となっており、詳細の選考基準については後で回答させていただきます。
伊藤委員	13 ページですが、魚が獲れなくなり単価が安い魚が増えていく中で、輸出においては、今後力を入れていかなければならない事業であると思うのですが、なぜ予算額が減っているのか、お聞きしたいと思います。

竹内水産食品担当 課長	今年度取り組む事業内容が、予算を多く必要としない内容だったからだと思います。事業内容がどう変わって 1600 万円が 1200 万円になったのかについては、後程、回答させていただきたいと思います。
川崎会長	他に何かありますか。 無いようですので、本議題につきましては終了としたいと思います。それでは議題が終了しましたので、これまでの議題に関して質問等ありましたらお受けいたします。 無いようですので、報告事項（１）「北海道水産業・漁村振興条例の点検について」を、事務局から説明をお願いします。
高橋水産企画G主 幹	「北海道水産業・漁村振興条例の点検について」資料4に基づき説明。
川崎会長	それでは続いて、報告事項（２）「水産政策の改革について」を、事務局から説明をお願いします。
高橋水産企画G主 幹	「水産政策の改革について」資料5に基づき説明。
川崎会長	それでは説明が終わりましたので、皆様からご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。
糠塚委員	原料の確保について皆さん鋭意努力して苦勞している中で、労働関係の規制がすごく増えました。努力して多く獲ってきても、週1回指定休日を確保しなければならないので、漁獲量が多すぎると処理しきれないという現実があります。水協法の説明もありましたけれども、加工業はおそらく七、八十年前は漁業と同じ枠組みの中にあつたため、水産加工業は水協法に入っていると思っています。それが近年の少子高齢化等、諸問題を踏まえて、どんどん、どんどん事業者が少なくなって、水産加工業の場合、組合の要件として1団体15名という規定がありますが、それをクリアすることが難しい場合も多くあります。今の説明では水産庁だけの話になっていますが、労働関係機関とも連携をとって、それを撤回とは言わないまでも、緩和していただけるような、そういう措置が欲しいと思います。
遠藤水産局長	加工業の話は水産の立場だけで、すぐにこう対策するなどとは、答えづらいご意見ですが、確かに、加工業者の方から、そういう話を聞くことはよくあります。また、加工従事者も少なく、高齢化してきている中で、一つの方策として、外国人を雇うという形

ではなく、研修に来てもらうというような現状もありますが、それにしても、近年加工業者自体が少なくなっているというご意見でございますので、ここで私から明確に回答できませんが、色々な場面を見て発言していきたいと考えます。

木村副会長

先ほど改正漁業法の説明をしていただいて、実に70年ぶりの大きな改正ということで、冒頭少し述べさせていただきました。TACからIQの資源管理についてですけど、特に北海道で問題となっているのは、先日の公海におけるサンマ漁船の転覆事故も一つの例としてあると思うのですが、漁船法のもともとの目的が資源を管理するということから始まっていることにあると思います。

漁船の規模が決まり、大きさが決まって、それで漁獲量を制限している、これは実にナンセンスなことで、要は獲れる量が決まっているならば漁船が大きくてもよかったのですが、漁船の規模を先に決めたことで漁船が無理な操業をして、よく事故が起こった。そういうこともあり、40年ぐらい法改正を訴えてきたけれども、日本の法律ってというのは非常に複雑に絡み合っただけで改善できなかった。それが今回改善できたということで、これ将来的にはすごくいいことだと思っています。

ただ、将来のこととして、北海道の漁船は結構古い漁船も多いし、沖合底引き網漁船は以前より明らかに少なくなったということもあり、これを機会に新しい漁船というものを考えていかなければならない。これは漁業者が高齢化して少なくなるため、ソサエティ5.0でも唱えられているスマートな漁業など、新しいことをやっていかないと、人が減っていく中で、生産力を維持できないことは明白です。ですから、これを切り換えて漁船を小手先でちょっと大きくするのではなく、新しいシステムを導入して将来に耐えられるような水産業を築いていくことが重要であり、これは漁船に限らず、漁業全体に言えるだと思っています。

沿岸漁業をそれに当てはめられるかということ非常に難しいところですが、水産業で一番遅れているのは新しい技術だとかICTだとか、今話題の部分の導入が遅れています。漁業生産をいかにスマートにしていくかというのが、これからの課題だと思います。

施策を見せていただいたところ、原料をどうしようか、どうやって安定させようかというのはありますが、例えば、温暖化で将来の北海道の水産業は、水温が上がっていく中で、この魚種が獲れなくなるのか、今回復しようとしているサケの回遊経路がなくなるのではないかと、あるいは違う魚種が獲れてくるのではないかと、そういうことまで、今考えておく必要があります。短期的というよりは、中長期的な施策が必要です。一歩ずつやっている絶対成り立たなくなると思います。周りの環境が大きく変化し、現状をいかに考えるかというのは重要ですけども、今後は中長期をどうしていくのかという北海道の施策が絶対必要になってくると思います。サケが来なくなったら代替りの魚種もあります。水温が上がってきている中で、例えば、今ブリが結構獲れている。そうした環境の変化にどう対応していくかを検討して、なくなった時に困るのではなく、今のうちにそういう方向性をはっきりと出した施策が必要だと思っています。ですから、今日説明していただいた施策は問題ないと思いますが、いかに中長期を考えて、施策に盛り込んでいくかが重要だと思っています。

川崎会長

木村副会長の話の中で少し触れられていましたが、短期的にこの政策を変更するというのは難しい。

一つ目の要因は、ホッケを TAC 制度で資源管理をすると国は急いでいますけれども、現状これで飯を食っている漁業者もいます。10 年後の漁獲をここまでするという目標を立てるのはよいが、その 10 年間どうやって漁師は飯を食っていけばいいかという政策がないと思う。例えばアルバイトにしても、明日から労働の法律が変わったから来なくてもいいですよ、今まで 7 時間働いていたものを 3 時間にしてくださいって言ったら飯が食えなくなってしまうわけですよ。僕は漁場管理とか魚種管理というのは絶対必要だと思っています。だけど極端に明日からやめろというような制度をつくられると、何のために水産政策の改革を法律の改正までして政省令を変えていくのかわからなくなってしまいます。やはりそこは、少し時間をかけて緩やかな変更にすべきだと思います。

それからもうひとつが漁業権。我々は何十年も前からいろいろな漁業権を繋いできたから、安心して漁業を営んでこれたのです。国は今やらないものはやめろというような言い方で、余った漁業権はどこかに持って行って、使いたい人が使うという考え方をしている。我々は今まで何十年も親の代から漁業権を持っていて、留保していた。なぜ留保していたかというサンマが来なくなったりサケ・マスが来なくなったりと、この繰り返しなのです。その時にサンマを獲らないでイカを獲る、それは漁業権がないとできないわけです。やろうと思うときに漁業ができないと困りますから、色々な漁業権を留保してきた。国が「漁業をやらなければ駄目ですよ、やらなければ別の人にやらせますよ」という改正をやるならば、我々は断固反対していこうと思っています。だから昨日までと変えることはいいけれども、その変えることによって生じるマイナス面にどう対処していくのかということをはっきり示してもらわないと、非常に難しい部分があると思います。今あたかもすべて決まったようなご説明がありましたけれども、僕らはこれを認めておりません。全漁連も認めてない、政省令に関してはまだ何も出てきてないので、出てきた時点で我々も議論したいと思っています。

中田水産林務部長

漁業を続けていくには、資源管理は絶対大事な事項ですけれども、ホッケに関しましては、今会長がおっしゃったように資源管理を自主的にやって、若干でも芽が出てきているところ。我々としても、国に対しては TAC ありきではなく、今後どういう形で漁業者が資源管理をしていくかということをきちんと丁寧に説明しながら、今の漁獲努力量をもう少し厳しくする等いろんな方法があるということ、今後とも、国に対して説明していきますし、北海道としてもやっていきたいと思っています。

漁業権については、本州の方が辛い部分があると思いますが、北海道ではきっちり漁業権を使っているという認識ですので、組合として反対などいろいろあると思いますが、北海道としてはあまり関係ないかと思っています。ただ、人が減ってく中で使われない漁業許可も出てくる可能性もあるので、そこはまた関係機関と連携しながらやっていきたいと思っています。

藤原委員

2件ありまして、まずマグロの漁獲制限の関係ですけれども、漁業者が一生懸命歯を食いしばって漁業規制を守っているにもかかわらず、遊漁者には法の網にかからないという現実があります。これは水産庁と連携しながら、しっかり対策を作ってもらいたいと思います。

それから、ナマコの密漁の関係。先ほどご説明ありましたが、北海道新聞に生産地を記入していないと取引しないという記事が掲載されていまして、具体的な説明をお願いします。

遠藤水産局長

まずマグロの漁獲制限の話について、確かに藤原委員がおっしゃった話は特に後志の方からよく聞かれる話です。ただし、日本の遊漁に関しては、今まで自由にできるというところがあったので、今すぐ法規制というのはなかなか難しいところがあります。けれども、我々も水産庁と話す中で、「確かに問題はある」というような話もしていますので、一步一步という形になるかもしれませんが、詰めていかなければならないと思います。

古村指導取締担当
課長

ナマコに関しては、相変わらず密漁が収まらないということもあり、国もナマコに関しては、はっきりとした生産履歴がなければ取引しないよう、簡易なトレーサビリティ一方策等の検討を始めたところです。まだ詳細は明らかになっておりませんが、特定の水産物につきましては、早ければ来年ぐらいに制度化して、しっかりとトレーサビリティできるような体制を作るということで、先日、2回目の検討協議会が東京で行われたところです。

川崎会長

遊漁についてですが、釣ったマグロを直接売っている人もおり、もう遊漁ではなく商売になっている。それを漁師が見ると、なんで漁師だけこんなに我慢しなければいけないのかと不満があがってしまう。全国ですごい船数です。早急に規制しないと、漁業者全員が漁業ではなく遊漁を始めてしまうなど、秩序が守れなくなるのではないかと心配しています。

他に何かございませんか。

無いようですので、これをもちまして、本日の議案は終了させていただきます。ありがとうございました。

野村企画調整担当
課長

川崎会長、どうもありがとうございました。閉会にあたりまして、中田水産林務部長からご挨拶申し上げます。

中田水産林務部長

長時間にわたる活発な議論をどうもありがとうございました。また、すぐ回答できない質問もありまして大変申し訳ありません。

担い手確保の段階で調理師の専門学校という意見もありましたが、なかなか農

林水で連携して調理師の専門学校でやることは難しいかもしれませんが、魚食普及を目的に女性部や青年部、漁業士たちが親子の料理教室ですとか、女子校に行く等の各種イベントも行っていますので、道としてもいろいろ応援していきたいと思っています。

木村副会長からありました将来的な漁業を見越してということはなかなか難しいのですけれども、我々も内部的にはいろいろ考えています。すぐ変えるというのは難しいと思いますけれども、将来的な話として、いろいろ意見を承っていききたいと思っています。

またクロマグロに係る遊漁の関係は、道議会でも質問がありまして、遊漁者は報告義務がないという部分があるため、なかなか数量把握するのは難しいですが、できることとして釣具店や港に行って遊漁者に協力をお願いするとか、漁業者のTACが95%になったら停止命令をかける、これは漁業者のほかに遊漁者も対象になりますけれども、国もその辺のことを課題と考えておりますので、今後どういう方法がいいのか、国とも連携して対応していきたいと思っています。いろんな話の締めになりましたが、川崎会長、木村副会長をはじめ委員の皆様には、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

野村企画調整担当
課長

これもちまして審議会を終了いたします。本日は長時間ありがとうございました。

以上、議事の経過及びその結果を記載し、議事録署名委員2名により署名捺印する。

第9期北海道水産業・漁村振興審議会

令和 年 月 日

議事録署名委員

印

令和 年 月 日

議事録署名委員

印